

令和7年度 中間管理事業の受付について



- 1、【新規契約】の受付は、令和7年8月1日（金）から開始します。
- 2、令和8年度の水稲生産実施計画書（野帳・共済台帳）に反映（印刷）させるには、令和7年9月22日（月）までの申込みが必要です。
9月23日（火）以降の申込みの場合は、手書きでの修正となります。
- 3、【新規契約】の賃料の精算は、令和7年分は行いません（1回目の精算は令和8年11月から）。7年分は従来通りに精算をお願いします。
- 4、中間管理事業を利用しない**相対契約**（出し手・受け手の直接契約）や、現在契約中の中間管理事業での**【耕作者変更】は、随時受付中**です。
- 5、三川町以外の農地については、その**農地がある市町村での手続き**となります。

申込み先 三川町農業委員会（役場2階） 電話 0235-35-7019

農地中間管理事業の手数料徴収について

農サポやまがた HP
二次元コード



令和7年度から農地中間管理事業の利用には、農地の**所有者・耕作者の双方から手数料が徴収**されます。

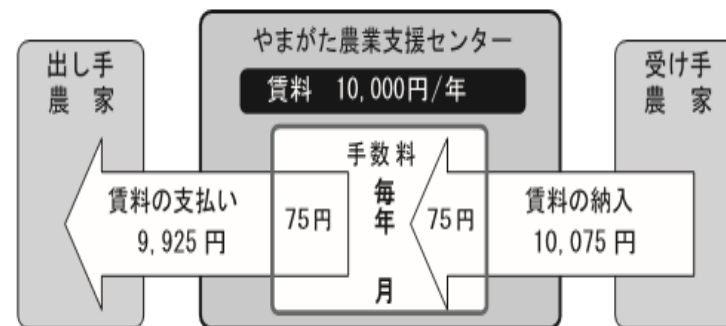
1、徴収対象となる契約

令和6年7月以降に、新規契約や契約期間満了後の再契約等があったもの。
ただし、上記より前の契約等は、その契約期間の満了までは徴収されません。

2、徴収時期・手数料額・徴収方法

- ① 毎年11月に、賃料に0.75%を掛けた額を徴収。
- ② 所有者（出し手）は、賃料受取時に手数料を差引いて口座振込されます。
- ③ 耕作者（受け手）は、賃料支払時に手数料を上乗せして口座引落されます。

（例：賃料が10aあたり年間10,000円の場合）



問合せ先 やまがた農業支援センター（農サポやまがた） 電話 023-631-0697